

陸別町地域防災計画  
— 資 料 編 —

陸別町防災会議



## ■ 目 次 ■

### 陸別町地域防災計画

#### 【 資料編 】

1	法令・条例・要綱等	1
資料 1-1	災害対策基本法（抜粋）	1
資料 1-2	陸別町防災会議条例	3
資料 1-3	陸別町災害対策本部条例	5
資料 1-4	陸別町防災行政無線取扱規程	6
資料 1-5	災害弔慰金の支給等に関する条例	8
資料 1-6	災害情報等報告取扱要領	11
資料 1-7	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	21
資料 1-8	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	31
資料 1-9	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	36
2	災害環境・災害危険区域等	40
資料 2-1	過去の気象状況記録	40
資料 2-2	災害の概要	41
資料 2-3	町内主要河川（洪水浸水想定区域指定河川）	46
資料 2-4	土砂災害（特別）警戒区域	46
資料 2-5	山地災害危険地区	48
資料 2-6	雪崩危険箇所	48
資料 2-7	重要警戒区域及び整備計画	49
1	水防区域	49
2	市街地における低地帯の浸水想定区域	50
3	地すべり危険区域	50
4	急傾斜地崩落危険区域	51
5	土石流危険区域	52
別図	重要警戒区域図	54
3	情報・通信	59
資料 3-1	災害時優先電話	59
資料 3-2	災害用伝言ダイヤル「171」の解説	60
4	消防・水防	62
資料 4-1	消防機関の機構	62
1	陸別消防署の機構	62
2	陸別消防団の機構	62
資料 4-2	消防施設整備状況	63
1	消防施設整備状況（陸別消防署管轄内）	63
2	消防施設整備状況（陸別消防署管轄内）	64
資料 4-3	危険物貯蔵施設・取扱施設	65
資料 4-4	雨量・水位等観測所	66
1	雨量観測所	66

2	水位観測所	66
3	その他町内の観測所	66
資料4-5	気象等に関する警報・注意報の発表基準	67
資料4-6	水門等の設置場所	69
資料4-7	防災用機材・資材在庫一覧	70
資料4-8	除雪機械保有数一覧	72
5	避難・救援、緊急輸送等	73
資料5-1	避難施設	73
資料5-2	要配慮者利用施設	74
資料5-3	給水輸送可能車両の現況	75
資料5-4	緊急輸送道路	75
資料5-5	輸送車両等（町有）の状況	75
資料5-6	ヘリコプター離着陸可能地点	76
6	防災組織、協定	77
資料6-1	関係機関等の連絡先	77
資料6-2	災害応援協定	79
7	災害復旧・被災者援護	80
資料7-1	事業別国庫負担等一覧	80
資料7-2	応急金融の概要	85
■	「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	98
8	様式	99
資料8-1	気象通報等受理簿	99
資料8-2	公用負担権限委任証	100
資料8-3	公用負担命令票	100
資料8-4	水防活動報告	101
資料8-5	公用令書等	103
「別表第1号様式」	公用令書（従事）	103
「別表第2号様式」	公用令書（保管）	103
「別表第3号様式」	公用令書（管理）	104
「別表第4号様式」	公用変更令書	104
「別表第5号様式」	公用取消令書	105
「別表第6号様式」	防災立入検査票	105
資料8-6	自衛隊災害派遣部隊要請様式	106
資料8-7	自衛隊部隊撤収要請様式	106
資料8-8	避難所受入台帳	107
資料8-9	避難所設置及び受入状況	107
資料8-10	災害救助法による救助実施記録様式	108
「様式1」	輸送記録簿	108
「様式2」	炊き出し給与状況	109
「様式3」	飲料水の供給簿	110
「様式4」	世帯構成員別被害状況	111

「様式 5」 物資購入（配分）計画表 .....	111
「様式 6」 物資受払簿 .....	112
「様式 7」 物資給与及び受領簿 .....	112
「様式 8」 物資の給与状況 .....	113
「様式 9」 救護班活動状況 .....	114
「様式 10」 学用品の給与状況 .....	115
「様式 11」 応急仮設住宅台帳 .....	116
「様式 12」 住宅応急修理記録簿 .....	117
「様式 13」 遺体の捜索状況記録簿 .....	118
「様式 14」 遺体処理台帳 .....	119
「様式 15」 埋葬台帳 .....	120
「様式 16」 障害物除去の状況 .....	121



# 1 法令・条例・要綱等

## 資料1-1 災害対策基本法(抜粋)

災害対策基本法(第21条、第42条抜粋)

昭和36年11月15日  
法律第223号

(関係行政機関等に対する協力要求)

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない

ない。

- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。



## 資料 1 - 2 陸別町防災会議条例

## 陸別町防災会議条例

昭和 38 年 2 月 1 日  
条例第 4 号

改正	昭和 39 年 11 月 17 日条例第 40 号	昭和 51 年 12 月 22 日条例第 36 号
	平成元年 6 月 27 日条例第 17 号	平成 12 年 3 月 9 日条例第 16 号
	平成 13 年 9 月 12 日条例第 29 号	平成 18 年 3 月 9 日条例第 1 号
	令和 5 年 3 月 7 日条例第 10 号	

## (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、陸別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所管事務及び組織を定めることを目的とする。

## (所管事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸別町地域防災計画を計画作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 陸別町水防計画に関すること。
- (3) 陸別町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令により、その権限に属する事務。

## (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防機関の長のうちから町長が任命する者
  - (7) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 公共的団体及び重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者
  - (9) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- 7 前項第 1 号及び第 6 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、第 8 号の委員の定数は 5 人とする。

## (専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 39 年 11 月 17 日条例第 40 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に防災会議の委員の職にある者は、この条例の規定によって任命されたものとみなす。ただし、第3条第5項第4号の委員にあつては、この限りでない。

附 則 (昭和 51 年 12 月 22 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 6 月 27 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 9 日条例第 16 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 陸別町水防協議会条例 (平成元年陸別町条例第 18 号) は、廃止する。

附 則 (平成 13 年 9 月 12 日条例第 29 号)

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 9 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 7 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 3 陸別町災害対策本部条例

## 陸別町災害対策本部条例

昭和 38 年 2 月 1 日  
条例第 5 号

改正 平成 12 年 3 月 9 日条例第 3 号 平成 31 年 3 月 6 日条例第 1 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、陸別町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統轄し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部が、これに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

## (雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 6 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料1-4 陸別町防災行政無線取扱規程

## 陸別町防災行政無線取扱規程

昭和63年3月25日

訓令第2号

改正 平成元年3月31日訓令第5号 平成2年3月28日訓令第4号  
令和4年9月9日訓令第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、陸別町が設置する防災行政無線による通信（以下「通信」という。）の適正かつ能率的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 町が施設する無線設備及び当該無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 基地局 役場庁舎内に固定された無線機、非常電源及び制御器の総体をいう。
- (3) 陸上移動局 移動中の車両に取り付けられた無線局及び役場庁舎外の施設に仮に固定された無線局をいう。

(通信の原則及び秘密の保持)

第3条 通信は濫用してはならない。

2 通信は、正確、簡潔かつ明瞭でなければならない。

3 通信業務に従事する者または従事した者は、通信の秘密を漏らしてはならない。

(無線局の運用時間)

第4条 無線局の運用時間は、常時とする。

(通信の種類)

第5条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 非常通信 電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号の非常通信

(2) 至急通信 特に急に要する通信で、受送中の普通通信を中断して送受することができるもの

(3) 普通通信 前2号以外の通信で、町長の指定する業務の通信

(管理者)

第6条 無線局に管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 管理者は、無線局の業務を統括する。

(通信取扱責任者)

第7条 基地局の制御器及び陸上移動局の通信を管理するため、通信取扱責任者を置き、制御器所在の課の課長をもって充てる。

(通信担当者)

第8条 制御器所在の課の課員を通信担当者とする。

2 通信担当者は、その配置に係る制御器及び陸上移動局の通信の状況を常には握し、その機能が高度に発揮できるように努めなければならない。

(非常時における措置)

第9条 管理者は、天災又は緊急の事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、一般行政のための通信を制限し、重要な通信の確保を図らなければならない。

(事故の報告)

第10条 通信取扱責任者及び通信担当者は、使用中の通信設備に故障が生じたとき、又は故障を及ぼす事実が生じたときは、直ちにその旨を管理者に連絡しなければならない。

(無線局に関する手続)

第11条 電波法その他電波関係法令に規定する無線局に関する各種の申請その他の手続は、総務課が行うものとする。

(通信設備の点検整備及び記録)

第12条 通信取扱責任者は、正常な通信を確保するため、常に通信設備の点検整備に努めなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌により、通信担当者に対し、通信の記録をさせなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、通信及び無線通信設備の保守管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日訓令第5号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日訓令第4号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月9日訓令第33号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 資料1-5 災害弔慰金の支給等に関する条例

## 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月2日  
条例第35号

改正	昭和50年12月22日条例第27号	昭和51年12月22日条例第35号
	昭和53年6月28日条例第19号	昭和56年12月22日条例第18号
	昭和57年12月21日条例第26号	昭和62年6月26日条例第10号
	平成5年3月11日条例第1号	

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行ない、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行ない、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害—暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民—災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

## (災害弔慰金の支給)

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行なうものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- イ 配偶者
- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、

前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が、2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合  
合

- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行なうべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行なうものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対して災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は、疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、250万円とし、その他の場合にあつては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行なうものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

- (以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ハ 住居が半壊した場合 270万円
- ニ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- ロ 住居が半壊した場合 170万円
- ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円
- ニ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- (3) 第1号のハ又は、前号のロ若しくは、ハにおいて、被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは、「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項( )書の場合は5年)とする。
- (利率)
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。
- (償還)
- 第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。
- (規則への委任)
- 第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年12月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年6月26日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年6月1日から適用する。

附 則(平成5年3月11日条例第1号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。



## 資料 1 - 6 災害情報等報告取扱要領

### 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

#### 2 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

##### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報											
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分		
発信機関 (振興局・市町村 名等)					受信機関 (振興局・市町村 名等)						
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)						
発生場所											
発生日時		月	日	時	分	災害の原因					
気象等 の状 況	雨量										
	河川水位										
	潮位波高										
	風速										
	その他										
ライ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道路										
	鉄道										
	電話										
	水道 (飲料水)										
	電気										
	その他										
(1) 災害対策本部等 の設置状況		(名 称)			(設置日時)			月	日	時	分設置
		(名 称)			(設置日時)			月	日	時	分設置
(2) 災害救助法の適 用状況	地区名		被害棟数		罹災世帯		罹災人数				
	(救助実施内容)										

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
		月 日 時 分				月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河川	箇所	
	うち災害関連死者					海岸	箇所	
	行方不明	人				砂防設備	箇所	
	重傷	人				地すべり	箇所	
	軽傷	人				急傾斜地	箇所	
計	人	道路	箇所					
② 住家被害	全壊	棟		橋梁		箇所		
		世帯			小計	箇所		
	半壊	棟		市 町 村 工	河川	箇所		
		世帯			道路	箇所		
	人		橋梁		箇所			
	一部破損	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
	床上浸水	棟		漁港	箇所			
		世帯		下水道	箇所			
	床下浸水	棟		公園	箇所			
世帯			がけ崩れ	箇所				
計	棟		計	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		その他	棟		破損	隻		
	半壊	公共建物	棟		計	隻		
		その他	棟		漁港施設	箇所		
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所		
その他		棟	その他施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	道 有 林	林地	箇所	
			浸冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha		林道	箇所	
			浸冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	箇所	⑦ 林業被害	林地		箇所		
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所			
	営農施設	箇所		林道	箇所			
	畜産被害	箇所		林産物	箇所			
その他	箇所	その他		箇所				
計			小計	箇所				
			計	箇所				

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所			法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	—
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所		
計	箇所		被害船舶 (漁船除く)	隻				
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所		
	工業	件		水道		戸		—
	その他	件		電話	回線		—	
	計	件		電気	戸		—	
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所		ガス	戸		—	
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所			
	高校	箇所		都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所		被害総額				
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数		世帯			危険物	件		
罹災者数		人			その他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況      ほか								

(別表3 略)

別表 4

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	災害関連死	<p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態のもの (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm 以下の土砂にあつては 5 cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。



被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

## 資料1-7 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

## 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年1月9日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

## 第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

- 2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。
- 3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

### 第3章 運航管理体制

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

- 2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。
- 4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。
- 3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。
  - (2) 飛行計画を承認すること。
  - (3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。
  - (4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。
  - (5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。
- 4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する操縦士がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。
- 3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

### 第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

- 2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。
- 3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指

定するものとする。

（機長の責任と権限）

第11条 機長（機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

- 2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

（航空消防活動指揮者）

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救員の中から指定するものとする。

- 2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。
- 3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

（出発の承認等）

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

- 2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。
- 3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。
- 4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。
- 5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。
- 6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

（機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策）

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

- 2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

（運航責任者の運航中の安全対策）

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当

該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第 16 条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第 1 号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第 2 号）により定めるものとする。

(運航範囲)

第 17 条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第 18 条 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第 19 条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第 3 号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第 4 号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第 20 条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第 79 条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

## 第 5 章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

第 21 条 総括管理者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第 22 条 防災航空室に整備責任者を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。
- 3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第 23 条 防災航空室に検査員を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。
- 4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第 24 条 防災航空室に機付長を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。
- 4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

## 第 6 章 使用手続

(使用予定表)

第 25 条 防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年 2 月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第 5 号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第 6 号）を総括管理者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第 26 条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第 7 号）により、使用する日の 15 日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第 27 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第 8 号）を交付するものとする。

## 第 7 章 安全管理等

(安全管理)

第 28 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
- 3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第 29 条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第 30 条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

## 第 8 章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第 31 条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第 32 条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練
- (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練  
(操縦士等の養成訓練)

第 33 条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第 34 条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第 35 条 運航責任者は、第 32 条に規定する教育訓練、第 33 条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
  - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
  - (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。
- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
  - (2) 年間の教育訓練等の対象者
  - (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
  - (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

## 第 9 章 事故対策等

(捜索及び救護体制の確立)



第 36 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 37 条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 38 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第 10 章 雑 則

(記録及び保存)

第 39 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第 40 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

[様式第 1 号 (第 16 条関係) 略]

[様式第 2 号 (第 16 条関係) 略]

[様式第 3 号 (第 19 条関係) 略]

[様式第 4 号 (第 19 条関係) 略]

様式第5号（第25条関係）

## 消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 号  
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連絡先

申請者

電話

担当者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

様式第6号（第25条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

第 号  
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長  
連絡先  
申請者 電 話  
担当者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

様式第7号（第26条関係）

## 消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号  
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

申請者

（担当者 氏名 ）

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

1 使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏 名	男・女	年 齢	備 考

（注）使用に係る事業計画等を添付すること。

〔様式第8号（第27条関係）略〕

## 資料1-8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

## 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合

- c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

- b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

ウ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時:                      年   月   日   時   分
--

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

	要請機関名									
	担当者職氏名									
	連絡先	Tel						FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知	年	月	日	時	分				
	災害発生日時	年	月	日	時	分				
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
	派遣を必要とする区域						希望する活動内容			
	気象の状況									
	離着陸場の状況	離着陸場名								
		特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
	必要とする資機材	現地での資機材確保状況								
		特記事項								
	傷病者の搬送先						救急自動車の手配状況			
	他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
		現場付近で活動中の航空機の状況								
	現地最高指揮者	(機関名)	(職・氏名)							
	無線連絡方法	(周波数)                      Hz								
	その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	



様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日 号

### 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者  
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

**資料1-9 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領**

## 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供

するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

- 2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

- 第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

- 第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	FAX			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	担当課	氏名		
3 受入病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年	月	日	歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日				
経 過	血圧： <input type="checkbox"/> mmHg		脈拍： <input type="checkbox"/> 回/分		
	呼吸： <input type="checkbox"/> 回/分		体温： <input type="checkbox"/> ℃		
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他( ) ( 主な理由： )				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容： )					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由： )					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看 護 師			歳	kg	
付 添 人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ( )					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ポンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： × (cm))
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他( )
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他( )	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：			メモ	

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)  
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

## 様式第2号

令和 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名

## 誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

## 2 災害環境・災害危険区域等

### 資料2-1 過去の気象状況記録

(地点：陸別)

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計 (cm)	最深積雪 (cm)
統計 期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	33.7	-11.1	-2.5	-19.6	1.2	151.2	97	60
2月	20.1	-9.6	-1.4	-18.8	1.5	150.2	74	66
3月	38.4	-3.1	3.2	-10.6	1.8	172.5	80	63
4月	54.2	4.0	10.5	-2.5	2.0	168.8	25	23
5月	71.5	10.1	17.1	3.4	2.0	170.8	2	1
6月	67.6	14.4	20.6	9.1	1.7	144.5	0	0
7月	106	18.3	23.7	14.0	1.5	128.1	0	0
8月	137	19.1	24.4	15.0	1.5	121.6	0	0
9月	121.5	14.9	20.8	9.8	1.4	136.8	0	0
10月	83.4	7.9	14.7	1.8	1.5	157.9	1	1
11月	47.7	0.7	7.1	-5.3	1.5	144.1	20	8
12月	42.8	-7.7	-0.2	-14.9	1.2	145.6	86	36
年	831.8	4.8	11.5	-1.6	1.6	1792.0	386	75

出典：気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/>)

## 資料2-2 災害の概要

(令和4年12月31日現在)

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
昭和 31. 5. 5	火 災	山火事（南斗満）焼失 150ha	
31. 5. 16	火 災	山火事（ポントマム）焼失 149ha	
32. 6. 1	豪 雨	降ひょう（下陸別・恩根内地区） 被害面積 88ha	
33. 11. 12	火 災	市街地火災発生（東1条） 全焼 11棟 半焼 1棟	
35. 3. 12	大 雨		
36. 1. 4～ 1. 6	暴風雪		
36. 1. 25～ 1. 26	暴風雪		
36. 2. 7～ 2. 9	暴風雪		
36. 7. 25～ 7. 27	大 雨		
36. 11. 15	地 震		
37. 6. 28	降ひょう		
37. 6. 29～ 7. 1	降 灰	十勝岳爆発	
37. 8. 2～ 8. 6	大 雨		
38. 2. 24～ 2. 25	暴風雨・着雪		
38. 8. 1	降ひょう		
39. 6. 3～ 6. 5	大雨・強風		
39. 8. 24～ 8. 26	大 雨		
40. 9. 14～ 9. 26	大 雨		
41. 5 上旬	大雨・融雪		
41. 6. 11～ 6. 13	霜		
41. 10. 28～ 10. 29	暴風雨		
46. 6. 13～ 6. 14	異常低温・霜		

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
47. 9.15～ 9.19	暴風雨		
47.11.30～ 12. 2	暴風雪・ 大雪・着雪		
50. 1.16～ 1.18	暴風雪		
50. 3.21～ 3.23	大雪・着雪		
50. 4.25～ 5. 5	融 雪		
50. 5.16～ 5.18	大 雨	降水量 95mm 道路 2ヶ所 農業用施設 4ヶ所	83,616
50. 8.23～ 8.24	暴風雨		
50. 9. 4～ 9. 9	大 雨	降水量 105mm	
51. 4. 7～ 4. 8	暴風雪		
51. 4.24～ 5. 4	融 雪	道路 7ヶ所	29,133
51.10.20～ 10.22	暴風雨		
53. 1.21	暴風雪		
54. 4. 4～ 4.10	融 雪	道路 4ヶ所 河川 5ヶ所	51,198
54.10.20	台風 20号	降水量 97mm	
56. 8	台風 15号		
57. 3.21	地 震		
58. 7.23	大 雨	降水量 84mm 道路 11ヶ所 河川 6ヶ所 農業用施設 8ヶ所 農地 4ヶ所 5.47ha	221,374
60. 4. 2～ 4. 8	融 雪	道路 11ヶ所 河川 7ヶ所	88,495
60. 6.15	霜		
61. 1	低 温	道路 13ヶ所	38,085
61. 4. 8～ 4.18	融 雪	道路 2ヶ所 河川 1ヶ所	18,896



年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
61. 8.14～ 8.15	大雨		
61. 9. 3～ 9. 4	台風15号	道路 1ヶ所	2,225
63. 4.11～ 4.30	融雪	河川 1ヶ所	6,772
63. 5. 7	地震	十勝沖マグニチュード 5.7 農業用施設 5ヶ所	48,294
63. 5.12～ 5.13	大雨		
63.11.24～ 11.25	大雨	道路 2ヶ所	8,410
平成 元. 6. 9～ 6.11	霜		
2.11. 4～ 11. 5	大雨		
4. 7. 8～ 7. 9	降ひょう ・大雨	降ひょう 被害面積 畑 440ha 降雨量 56mm 道路 10ヶ所 橋梁 1ヶ所 林道 1ヶ所 農業用施設 1ヶ所 水道 1ヶ所	52,488
4. 8. 8～ 8. 9	台風10号	降雨量 106mm 道路 70ヶ所 河川 8ヶ所 治山 1ヶ所 水道 1ヶ所 その他 1ヶ所	117,276
4. 9.11～ 9.12	台風17号	降雨量 101mm 道路 21ヶ所 河川 9ヶ所 林道 4ヶ所 水道 3ヶ所 農業用施設 1ヶ所 畑 76ha	136,079
10. 8.27～ 8.31	大雨	降雨量 196.5mm 床上浸水 1棟 床下浸水 7棟 農地 1ha 農作物 195ha 農業用施設 11ヶ所 その他農業施設 4ヶ所 道路 134ヶ所 河川 40ヶ所 一般民有林 27ヶ所 水道 4ヶ所 ふるさと銀河線 5ヶ所	1,417,137
10. 9.12	落雷	銀河の森天文台大型望遠鏡 制御用コンピューターほか	84,274
10. 9.16	台風5号	降雨量 110.5mm 農地 29ha	84,274
13. 9. 9～ 9.12	豪雨 台風15号	降雨量 168mm (最大24時間雨量 122mm) 町道 41ヶ所 23路線 河川 13ヶ所 6河川 農業 6ヶ所 2路線 農業用排水路 3ヶ所 営農用水 1ヶ所 林道 15ヶ所 4路線 その他 13ヶ所 ふるさと銀河線 5ヶ所	430,810

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
15. 8. 9～ 8. 10	台風 10 号	降雨量 160mm (小利別 161mm) 町道 89ヶ所 39路線 河川 13ヶ所 7河川 農業 5ヶ所 3路線 林道 19ヶ所 9路線 その他 1路線 農地 42.1ha 水道施設 2ヶ所	217,008
16. 1. 13	大雪	営農施設 15件	28,500
16. 1. 21	大雪	営農施設 40件 乳牛 7頭	57,577
16. 2. 22	大雪	営農施設 8件	9,200
16. 9. 8	台風 18 号 (強風)	重傷者 1名 住宅一部破損 5棟 農地 26.5ha 農業用施設 116ヶ所 町有林 27ha 一般民有林 185ha その他 20ヶ所	100,749
17. 9. 7～ 9. 8	台風 14 号	降雨量 99mm 町道 20路線 林道 2路線 水道施設 1ヶ所 その他 2ヶ所 農作物 10.1ha 農業用施設 2ヶ所	32,253
17. 7. 17	豪雨	降水量 33mm (小利別 57mm 最大時間雨量 42mm) 町道 10路線 林道 1路線	31,251
18. 7. 17	豪雨	降水量 33mm (小利別 57mm 最大時間雨量 42mm) 町道 10路線 林道 1路線	31,251
18. 8. 18～ 8. 19	大雨	降水量 179mm 避難勧告 2戸 町道 104ヶ所 47路線 河川 7ヶ所 3河川 農道 6ヶ所 5路線 農業用施設 10ヶ所 林道 50ヶ所 7路線 その他 3ヶ所 3路線 牧草ロール等 110個 畑 61ha 営農施設 3ヶ所	268,895
18. 10. 7～ 10. 8	大雨	降水量 131mm 町道 4路線 河川 4河川 農道 1ヶ所 農地 117.9ha 営農施設 6ヶ所 町有林 42.7ha 一般民有林 302.2ha	322,336
19. 8. 7	豪雨	降水量 19mm (最大時間雨量 18mm) 町道 4ヶ所 4路線 河川 1ヶ所 1河川 農作物 9.9ha	5,906
20. 3. 15	融雪	床下浸水 2戸	
23. 8. 6～ 8. 8	大雨	降水量 51mm 町道 20ヶ所 畑 10ha	12,718
23. 9. 2～ 9. 3	降雨・突風	降水量 88mm 町道 59ヶ所 林道 6ヶ所 畑 15.6ha	23,182
23. 9. 21～ 10. 22	大雨	降水量 51mm 町道 1ヶ所	840

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
25. 10. 16～ 10. 17	台風 26 号 風雪害	営農施設 4 ヶ所 町有林 51.8ha 民有林 324ha 牧草ロール 68 個	888,268
25. 11. 7	暴風雪	営農施設 1 ヶ所	2,000
26. 8. 10～ 10. 11	台風 11 号	降水量 88mm 町道 23 ヶ所 林道 4 ヶ所	16,900
26. 3. 9～ 3. 11	大雪	営農施設 4 ヶ所	
27. 10. 2	強風	営農施設 8 ヶ所	
28. 8. 20～ 8. 21	台風 11 号	降水量 112mm 避難勧告 21 戸	
28. 8. 22～ 8. 23	台風 9 号	降水量 49mm 避難指示 21 戸	
28. 8. 24	台風 9 号	地滑 1 ヶ所 自主避難 2 戸 倒壊車庫 1 棟	
30. 9. 6～ 9. 7	地震	胆振東部地震 停電全戸	
令和 2. 5. 3～ 5. 4	火災	山火事(弥生) 焼失 民有林 9.52ha	16,127
3. 12. 1	強風	停電 1,544 戸 営農施設 1 ヶ所	

※ 陸別町関係分のみ記載

## 資料2-3 町内主要河川(洪水浸水想定区域指定河川)

(令和4年8月8日現在)

水系名	河川名	種別	流域面積 (km)	備考
十勝川	利別川	一級	2752.2	水位周知河川
十勝川	大誉地川	一級	21.9	
十勝川	ペンケクンベツ川	一級	19.6	
十勝川	斗満川	一級	164.4	
十勝川	ポントマム川	一級	33.3	
十勝川	陸別川	一級	148.5	
十勝川	清水川	一級	1.6	
十勝川	勲禰別川	一級	68.4	
十勝川	陸別熊の沢川	一級	46.6	

出典：北海道ホームページ「洪水浸水想定区域図などの公表」

(https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html)

## 資料2-4 土砂災害(特別)警戒区域

(令和4年7月26日現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
地すべり	字上利別基線、字上利別原野基線、(足寄町大誉地)	伏古丹 ※足寄町と重複	8-4-407	R3.6.29	(○)	(-)
土石流	字トマム、字トマム北三線、字トマム北二線	下斗満沢川	II-84-0220	R3.3.12	○	-
土石流	字トラリ	下登良利の沢川	II-84-0320	R3.3.12	○	-
土石流	字陸別	下陸別二の沢川	II-84-0290	R3.3.12	○	-
土石流	字トマム南四線、字トマム南三線	中斗満川	II-84-0210	R3.3.12	○	-
土石流	字鹿山	作集の沢川	II-84-0280	R3.3.12	○	-
地すべり	字利別川上、字利別川上原野基線東、字利別川上原野基線西	分線	8-7-410	R3.3.12	○	-
土石流	字ウリキオナイ	分線駅の沢川	I-84-0240	R3.3.12	○	-
土石流	字陸別、字陸別原野基線	墓地の沢川	I-84-0270	R3.3.12	○	○
土石流	字利別川上原野基線東、字利別川上原野基線西	小利別一の沢	II-84-0230	R3.3.12	○	-

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
地すべり	字利別川上、字利別川上原野基線西	川上	8-6-409	R3.3.12	○	-
地すべり	字上利別、字上利別基線、字陸別原野基線、字トмам北三線	恩根内	8-5-408	R3.3.12	○	-
土石流	字陸別、字陸別原野分線	松浦の沢川	II-84-0250	R3.3.12	○	-
土石流	字陸別、字陸別原野分線	発電所の沢川	I-84-0260	R3.3.12	○	-
急傾斜地の崩壊	字上利別原野基線、字トラリ	陸別上登良利	II-8-90-2413	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別	陸別上陸別	II-8-59-2066	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字上利別	陸別恩根内	II-8-62-2069	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別原野分線、字陸別	陸別陸別1	I-8-46-2692	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野分線	陸別陸別2	I-8-47-2693	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野基線、字陸別本通三丁目	陸別陸別3	I-8-48-2694	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野分線、字陸別本通二丁目	陸別陸別4	I-8-49-2695	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野分線	陸別陸別5	II-8-89-2412	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野分線	陸別陸別6	II-8-60-2067	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野基線	陸別陸別7	II-8-61-2068	R3.3.12	○	○
急傾斜地の崩壊	字陸別、字陸別原野基線	陸別陸別8	III-8-53-879	R3.3.12	○	○
土石流	字上利別	ペンケンベツ右の沢川	II-84-0310	R3.3.12	○	-
指定箇所計					25	12
未指定箇所計					0	0
合計箇所計					25	12

出典：土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

## 資料2-5 山地災害危険地区

(令和4年8月8日現在)

区分	所在地	危険地区番号
山腹崩壊危険地区	字陸別原野分線	648-648-0001
山腹崩壊危険地区	字陸別原野分線	648-648-0002
山腹崩壊危険地区	字トマム	648-648-0003
山腹崩壊危険地区	字弥生	648-648-0004
山腹崩壊危険地区	字下トラリ	648-648-0005
崩壊土砂流出危険地区	字下斗満	648-648-0001
崩壊土砂流出危険地区	字ポントマム	648-648-0002
崩壊土砂流出危険地区	字下陸別	648-648-0003
崩壊土砂流出危険地区	字ポントマム	648-648-0004
崩壊土砂流出危険地区	字下トマム	648-648-0005
崩壊土砂流出危険地区	字陸別	648-648-0006
崩壊土砂流出危険地区	字トラリ	648-648-0007
崩壊土砂流出危険地区	字ポントマム	648-648-0008
崩壊土砂流出危険地区	字薫別	648-648-0009
崩壊土砂流出危険地区	字下登良利	648-648-0010
崩壊土砂流出危険地区	字薫別	648-648-0011
崩壊土砂流出危険地区	字恩根内	648-648-0012
崩壊土砂流出危険地区	字若葉町	648-648-0013
崩壊土砂流出危険地区	字下陸別	648-648-0014
崩壊土砂流出危険地区	字下陸別	648-648-0015
崩壊土砂流出危険地区	字錦町	648-648-0016
崩壊土砂流出危険地区	字関	648-648-0017

(備考) 地すべり危険地区の指定はなし。

出典：北海道山地災害危険地区マップ (<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>)

## 資料2-6 雪崩危険箇所

(令和4年8月8日現在)

箇所番号	箇所名	備考
I-2592	陸別陸別1	
I-2593	陸別陸別2	
I-2594	陸別陸別3	

出典：北海道雪崩危険箇所マップ

(<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/nadare/Snow16.html>)

## 資料2-7 重要警戒区域及び整備計画

※「災害危険区域現地調査実施要領」に基づく本町における重要計画区域等

## 1 水防区域

番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
	図面	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他	実施機関
1	陸別市街 恩根内	十勝川	利別川	大誉地川合 流点より9.5	両岸 9,000	溢水	100		国道242	畑 90ha	道 (建設部)	
2	分線	十勝川	利別川	陸別川合流 点より5.0	両岸 5,000	溢水	3		〃	畑 40ha	道 (建設部)	
3	小利別	十勝川	利別川	陸別熊の沢 川合流点よ り0.5	両岸 4,800	溢水	10		〃	畑100ha	道 (建設部)	
4	北斗満	十勝川	斗満川	利別川合流 点より13.8	両岸15,000	溢水	4			畑 30ha	道 (建設部)	
5	薫別岡山	十勝川	ベンケク ンベツ川	利別川合流 点	両岸 6,800	溢水	10		町道5.0km	畑100ha	道 (建設部)	
6	中陸別作 集上陸別	十勝川	陸別川	利別川合流 点より3.0	両岸18,300	溢水	15		道道6.0km 町道6.5km	畑300ha	道 (建設部)	
7	熊の沢	十勝川	陸別熊の 沢川	利別川合流 点より	両岸 6,300	溢水	6			畑120ha	道 (建設部)	計画検討中
8	殖産	十勝川	信常川	新田川合流 点より	両岸 200	溢水			町道0.2km	畑30ha		
9	関	十勝川	新田川	利別川合流 点より0.8	両岸 600	溢水	2		町道0.6km	畑50ha		
10	小利別	十勝川	小利別川	利別川合流 点より	両岸 500	溢水	1		町道0.5km			
11	恩根内・ 関・新町・ 緑町・分 線・小利 別・元町	十勝川	利別川	足寄町界	両岸 7,400	溢水	100		国道242		道 (建設部)	
12	中陸別・作 集・上陸 別・下陸 別	十勝川	陸別川	利別川合流 点	両岸13,200	溢水	15		道道6.0km 町道4.0km	畑300ha	道 (建設部)	
13	共栄第一	十勝川	清水川	共栄橋より 0.2	両岸 200	溢水	6		町道0.2km		道 (建設部)	

## 2 市街地における低地帯の浸水想定区域

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
図面													全部	一部		
1	緑町	緑町緑橋下流	2.5ha	排水弱小	10										道(建設部)	計画検討中
2	新町旭町	陸別橋上下流	2.0ha	浸水	8		500m								道(建設部)	

## 3 地すべり危険区域

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		
	地区名	場所	危険区域面積	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要	
												全部	一部			
1	恩根内	恩根内	65.5ha			町道60	1,300 畑16.5ha								開発建設部	実施済
2	川上	川上	90ha	2		国道3,500町道1,800	畑21.5ha							開発建設部		
3	北トマム	トマム	45ha	3		町道								道(水産林務部)	計画検討中	
4	川田沢	川向	8ha	1		町道								道(水産林務部)		
5	田所の沢	川向	2ha				緑町スポーツ広場							町	応急	
6	大通	大通	8ha	32		町道300	寺							町		
7	栄町	栄町	4ha	43		町道151	神社会館							町	一部実施済	
8	分線	分線	86ha			国道2,450	畑2ha							道(建設部)		
9	横山の沢	東トマム	22ha	5	会館1	町道300	畑5ha							道(林務部)	計画検討中	
10	看視舎の沢	作集	12ha		看視舎1	町道500								町		



## 4 急傾斜地崩落危険区域

番号 図 面	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場 所	危険区域面積	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
1	二股の沢	作集	4ha	10			畑 20ha							町	計画検討中
2	女川の沢	殖産	4ha	5			畑 20ha							町	計画検討中
3	木村の沢	共和	5ha	5			畑 10ha							町	計画検討中
4	津幡の沢	上陸別	4.5ha	6			畑 10ha							町	計画検討中
5	今野の沢	恩根内	6ha	2			畑6ha							町	計画検討中
6	小西の沢	下陸別	4ha	1										町	計画検討中
7	中継所の沢	恩根内	5ha	4			畑5ha							町	計画検討中
8	弥生の沢	弥生	2.5ha				畑6ha							町	計画検討中
9	陸別橋上流	川向	0.3ha	7										町	将来改修計画
10	深雪橋上流	川上	0.5ha	1										町	災害工事採択で対応
11	若葉	陸別原野	3ha	100		町道								道(水産林務部)	災害工事採択で対応
12	佐藤の沢	トラリ	1ha	2		町道								道(水産林務部)	一部実施
13	吉田の沢	ポントマム	6ha			町道	畑6ha							道(水産林務部)	

## 5 土石流危険区域


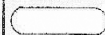
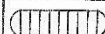

番号	危険区域の現況							予想される被害				整備計画			
	図面	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
							溪流長(km)	面積(ha)							
1	川向	十勝川	斗満川	川向川	(総点検)	0.36	0		10		0.1		道(建設部)	計画検討中	
2	陸別	十勝川	斗満川	陸別1の沢川	(総点検)	0.21	0		44		0.2		道(建設部)	計画検討中	
3	上登良利	十勝川	登根川	上登良利の沢川	(総点検)	0.9	2.7			浄水場1			道(建設部)	計画検討中	
4	北斗満	十勝川	斗満川	斗満熊の沢川	(総点検)	4.43	54.1						道(建設部)	計画検討中	
5	栄町	十勝川	利別川	発電所の沢川	(総点検)	0.7	8		10		0.1		道(建設部)	計画検討中	
6	恩根内	十勝川	利別川	ペンケ恩根内川	(総点検)	1.89	4.6		1		0.15		道(建設部)	計画検討中	
7	薫別	十勝川	利別川	薫川	(総点検)	3.17	11.7		6		0.1		町	一部実施済(災害)	
8	薫別	十勝川	利別川	小黒川	(総点検)	0.48	4.7		1		0.1			一部実施済(災害)	
9	岡山	十勝川	ペンケクンベツ川	3号川	(総点検)	3.29	10				0.15			計画検討中	
10	薫別	十勝川	小黒川	小黒川小川	(総点検)	1.97	5.3		1					計画検討中	
11	分線	十勝川	利別川	分線駅の沢		1.67				駅1				計画検討中	
12	大通	十勝川	陸別川	墓地の沢川		0.08			13					計画検討中	
13	トラリ	十勝川	利別川	開拓の沢		0.4	1		6		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
14	トラリ	十勝川	利別川	佐藤の沢		0.5	1		6		町道		道(水産林務部)	一部施行	
15	トラリ	十勝川	利別川	会館の沢		0.8	2		5	2	町道		道(水産林務部)	一部施行	
16	トラリ	十勝川	利別川	多胡の沢		0.5	1		7	1	町道		道(水産林務部)	一部実施済	
17	薫別	十勝川	利別川	上村の沢第1		0.4	1		3	2	国道242号町道		道(水産林務部)	一部施行	
18	岡山	十勝川	ペンケクンベツ川	岡山の沢第1		0.6	3		5		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
19	岡山	十勝川	ペンケクンベツ川	岡山の沢第2		0.5	3		6		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
20	岡山	十勝川	ペンケクンベツ川	近藤の沢		0.4	3		6		町道		町	施行済(災害)	
21	恩根内	十勝川	利別川	今野の沢		0.6	3		2	1	町道		道(水産林務部)	計画検討中	
22	若葉町	十勝川	陸別川	高校の沢		0.5	1		50	1	町道		道(水産林務部)	一部実施済	
23	陸別	十勝川	陸別川	金石の沢		0.4	1		3	1	町道		道(水産林務部)	計画検討中	
24	陸別	十勝川	陸別川	小西の沢		1	1		1	1	町道		道(水産林務部)	計画検討中	
25	共和	十勝川	陸別川	長屋の沢		0.5	3		3		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
26	共和	十勝川	陸別川	木村の沢		0.5	2		2		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
27	上陸別	十勝川	陸別川	津幡の沢		0.8	6		6		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
28	作集	十勝川	陸別川	赤川の沢		0.4	1		3		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
29	上作集	十勝川	陸別川	木下の沢		0.5	1		3		町道		道(水産林務部)	計画検討中	

番号	危険区域の現況								予想される被害				整備計画		
	図面	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
							溪流長(km)	面積(ha)							
30	作集	十勝川	陸別川	二股の沢		0.4	1		15		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
31	陸別	十勝川	陸別川	町有林の沢		0.5	1		50	1	道道津別陸別線町道		道(水産林務部)	一部施行	
32	緑町	十勝川	利別川	田所の沢		0.5	1		5		町道		道(水産林務部)	一部施行	
33	下勲祢別	十勝川	利別川	松浦の沢		0.4	1		2	1	町道		道(水産林務部)	計画検討中	
34	関	十勝川	斗満川	熊田の沢		0.5	1		4		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
35	関	十勝川	利別川	片山の沢		0.4	1		9	1	国道242号町道		道(水産林務部)	計画検討中	
36	殖産	十勝川	ニイトロマップ川	女川の沢		0.2	1		5		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
37	弥生	十勝川	斗満川	ふくろ沢		0.4	1		4		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
38	下斗満	十勝川	斗満川	石田の沢		0.4	1		3		道道斗満陸別停車場線町道		道(水産林務部)	一部施行	
39	中斗満第2	十勝川	斗満川	高岡の沢		0.4	1		4		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
40	ポントマム	十勝川	ポントマム川	水源地の沢		0.8	2		30	1	道道斗満小利別停車場線町道		道(水産林務部)	一部施行	
41	止若	十勝川	陸別川	止若		0.4	1		3		町道		町	一部施行済(災害)	
42	弥生	十勝川	斗満川	大村の沢		0.5	1		5		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
43	恩根内	十勝川	利別川	中継所の沢		0.5	1		4		町道		道(水産林務部)	計画検討中	
44	ポントマム	十勝川	斗満川	町有林の沢		1	3				町道		道(水産林務部)	一部施行	
45	下トマム	十勝川	斗満川	工藤の沢		0.5	1		1		町道		道(水産林務部)	一部施行	
46	下トマム	十勝川	斗満川	山川の沢		0.4	1		1		町道		道(水産林務部)	一部施行	
47	下陸別	十勝川	陸別川	陸別原野		0.4	1		50	1	町道		道(水産林務部)	一部施行	
48	トラリ	十勝川	利別川	我妻の沢		0.2	1		6		町道		道(水産林務部)	実施済	
49	東トマム	十勝川	斗満川	横山の沢		1	4		5		町道	畑5ha	道(水産林務部)	計画検討中	
50	作集	十勝川	陸別川	看視舎の沢		0.8	2			1	町道		道(水産林務部)	一部施行済	
51	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林1の沢		1.2	30				町道	農地	道(水産林務部)	計画済	
52	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林2の沢		0.2	3				町道	農地	道(水産林務部)	実施済	
53	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林3の沢		0.4	4				町道	農地			
54	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林4の沢		0.4	3				町道	農地			
55	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林5の沢		0.5	5				町道	農地	町	計画検討中	
56	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林6の沢		0.4	4				町道	農地			
57	ポントマム	十勝川	斗満川	弥生町有林7の沢		0.4	4				町道	農地			
58	川向	十勝川	斗満川	川向の沢		0.6	7				道道町道	農地水道	町	実施済	

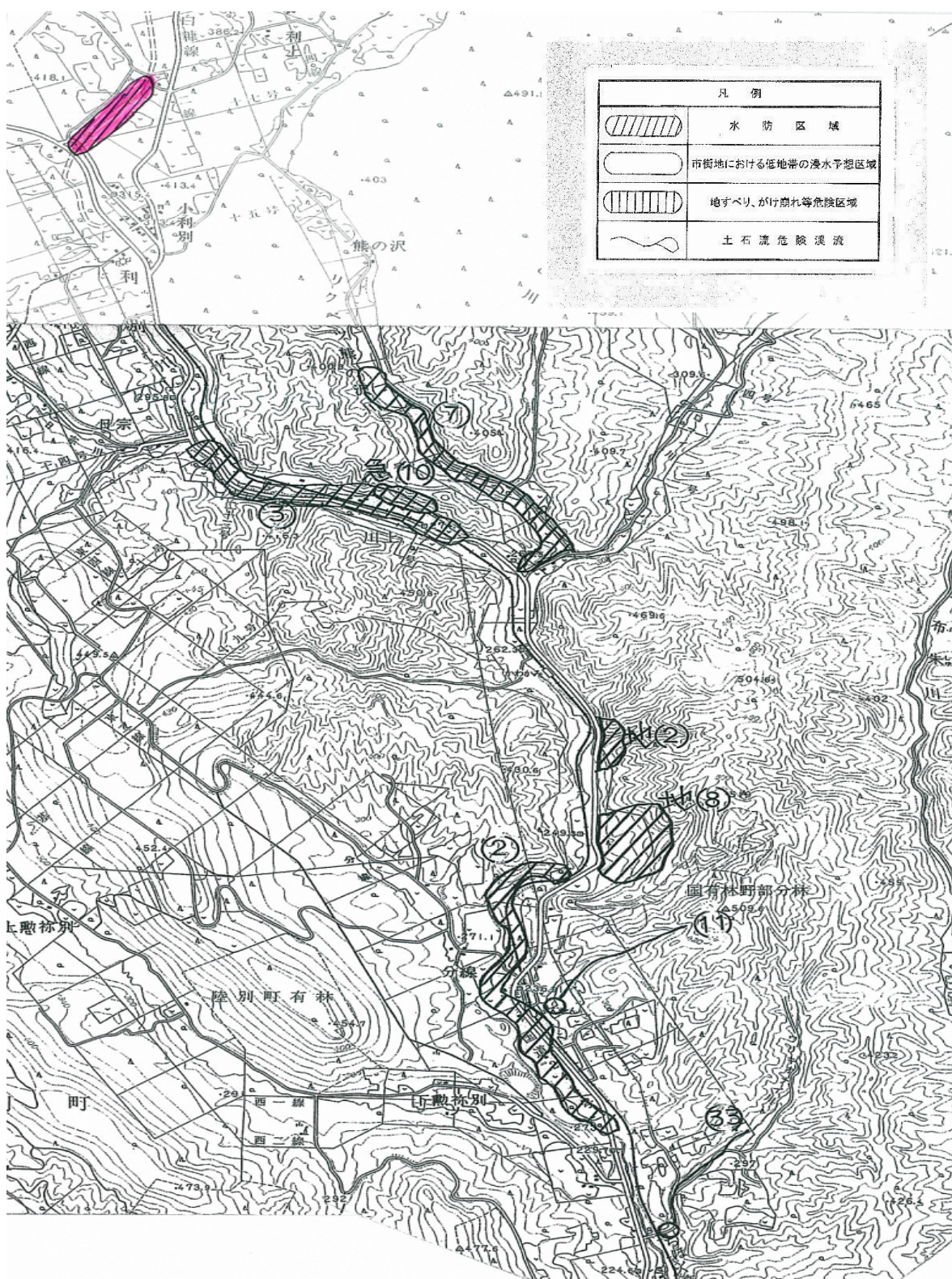
別図 重要警戒区域図

○市街及びトマム地区（重要警戒区域図）

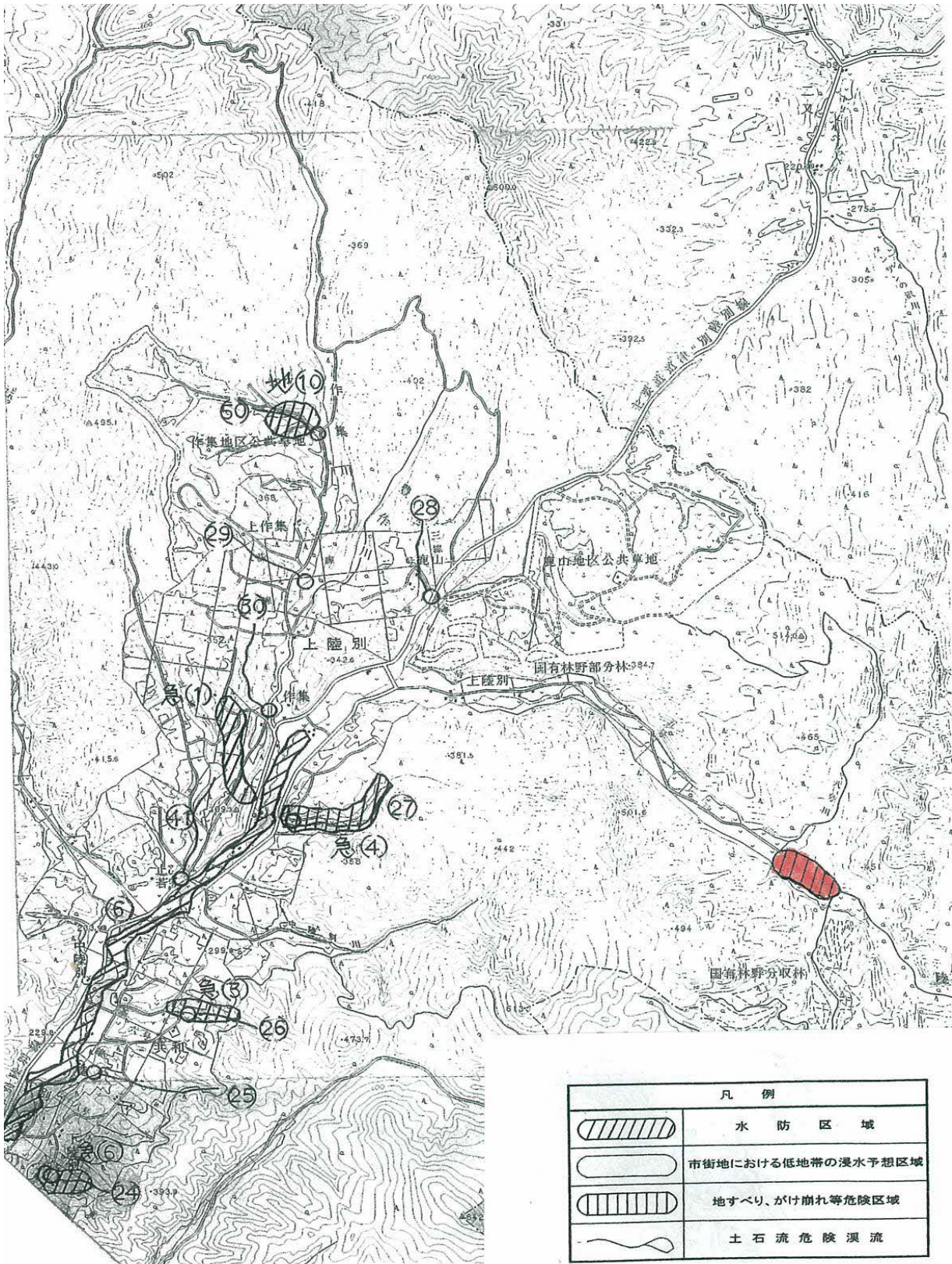


凡 例	
	水 防 区 域
	市街地における低地帯の浸水予想区域
	地すべり、がけ崩れ等危険区域
	土石流危険渓流

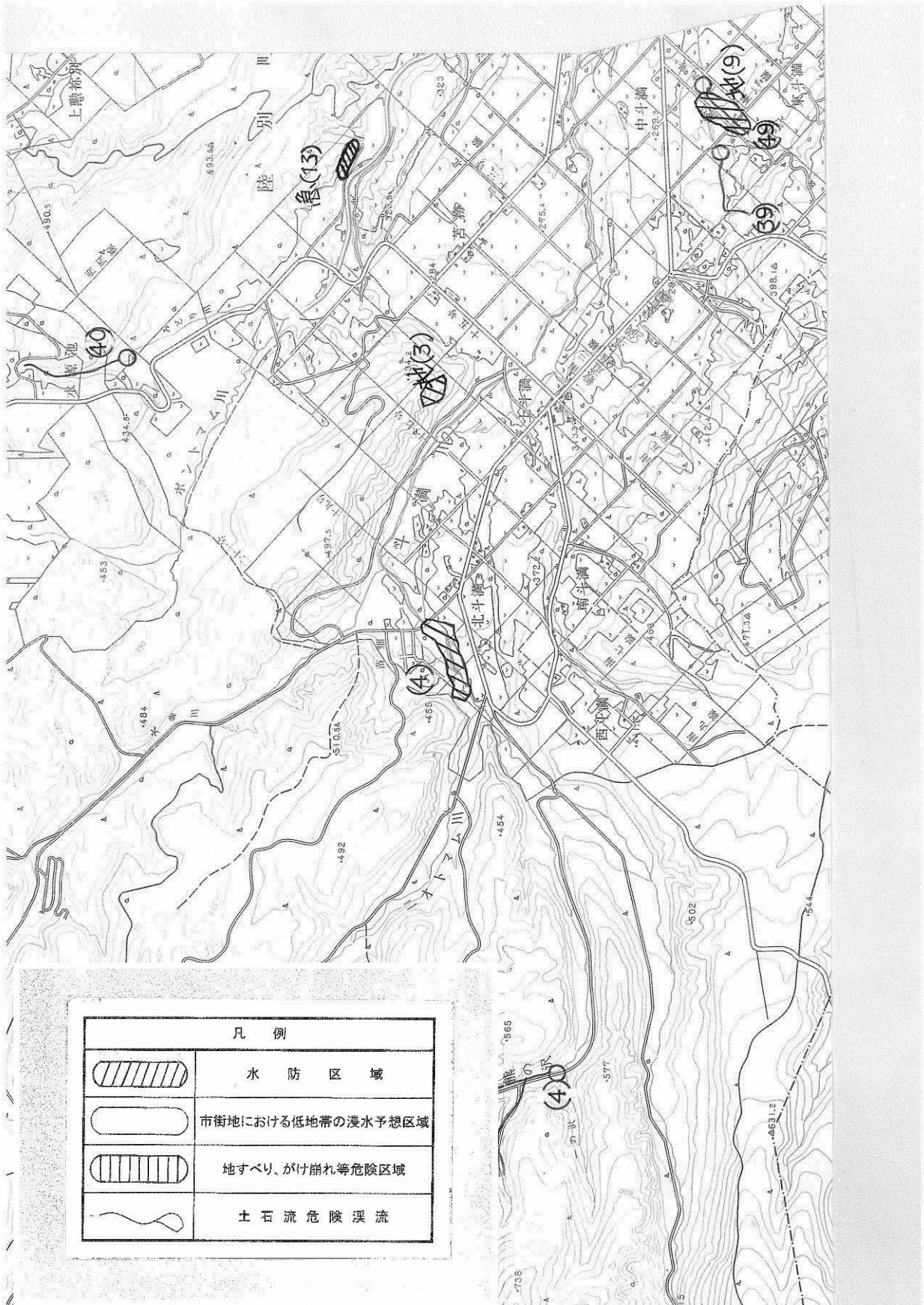
○ 小利別方面（重要警戒区域図）



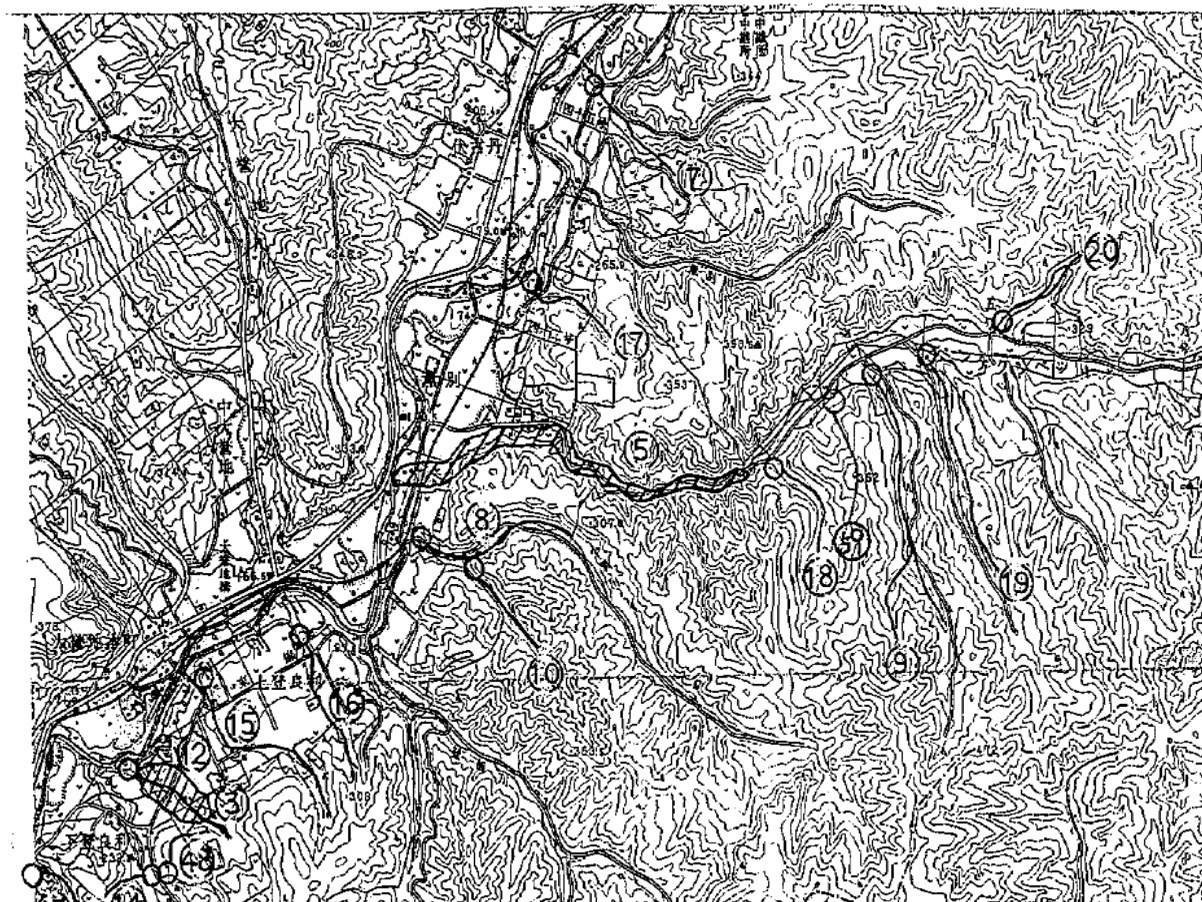
○ 上陸別方面（重要警戒区域図）

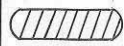
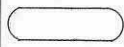
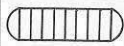



○ トナム方面（重要警戒区域図）



○ トラリ方面（重要警戒区域図）



凡 例	
	水 防 区 域
	市街地における低地帯の浸水予想区域
	地すべり、がけ崩れ等危険区域
	土石流危険溪流



## 3 情報・通信

### 資料3-1 災害時優先電話

(令和4年12月31日現在)

電話番号	部署名	設置場所
0156-27-2141	陸別町役場（総務課）	字陸別東1条3丁目1
0156-27-2797	陸別町役場（FAX）	〃
0516-27-2123	陸別町教育委員会	〃
0156-27-8001	保健福祉センター	字陸別東2条3丁目2
0156-27-2135	陸別町国保関寛斎診療所	字陸別東2条3丁目1
0156-27-2062	陸別中学校	字陸別原野基線334
0156-27-2127	陸別小学校	字陸別原野基線333-1
0156-27-2256	陸別保育所	字陸別原野基線333-1
0156-27-2012	オーロラタウン93（道の駅）	字陸別原野基線69-1
0156-27-2647	陸別町火葬場	字陸別82-1

## 資料3-2 災害用伝言ダイヤル「171」の解説

## 災害用伝言ダイヤル「171」の解説

## 1 災害用伝言ダイヤルの概要

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールです。

災害用伝言ダイヤルは、被災地の自宅電話番号の末尾3桁をNTTのネットワークが自動判別して、全国約50か所に配置した伝言蓄積装置に接続し、伝言を預かります。

また、再生時も自動でこの伝言蓄積装置に接続します。

災害時は、被災地内と全国から被災地への電話回線は混雑しますが、被災地から全国への発信回線、被災地外と全国間の電話回線については比較的余裕があるため、安否情報等の伝言を比較的余裕のある全国へ分散させることで安否等の確認が比較的スムーズに行えるようになります。また、NTTの機械が伝言を中継するので次のことが可能になります。

- (1) 避難等により電話に応答できない方々への連絡
- (2) 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡
- (3) 呼出しても応答のない電話が減少する

## 2 災害用伝言ダイヤルの条件

	項目	内容
①	利用可能電話	加入電話（プッシュ回線・ダイヤル回線）、ISDN、IP電話、ひかり電話、災害時にNTTが避難所などに設置する特設公衆電話（携帯電話・PHSは契約している通信事業者へ確認が必要）
②	利用可能な場合	地震等の災害発生時に、被災地への通話が増加し、つながりにくい状況（ふくそう）になった場合
③	登録できる電話番号	災害により電話がかかりにくくなっている地域（おおむね都道府県を単位とする。）
④	伝言蓄積数	1電話番号当たり1～20伝言（提供時にお知らせ）
⑤	伝言録音時間数	1伝言30秒以内
⑥	伝言保存期間	災害用伝言ダイヤルの運用終了まで
⑦	伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
⑧	利用料金	伝言の録音・再生時の通話料のみ必要、伝言録音等のセンター利用料は無料（避難所等に設置する特設公衆電話からの利用は無料）
⑨	その他	暗証番号の利用により特定の方との伝言録音・再生も可能

### 3 災害伝言ダイヤルの利用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		録 音		再 生	
①	171 をダイヤル	① ⑦ ①			
②	録音または再生を選ぶ	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		①	③	②	④
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 ☒ ☒ ☒ ☒		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 ☒ ☒ ☒ ☒
③	被災地の方の電話番号を入力する	[ガイダンス] 被災地の方のご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。			
		☒ ☒ ☒ ☒ - ☒ ☒ - ☒ ☒ ☒ ☒			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号 OXXXXXXX (、暗証番号 XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい)	①	(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい)	② ①
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピットという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピットという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は、数字の8を、次の伝言に移る時は、数字の9を押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい)	録音終了後 ⑨ #	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。
[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。				
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。			
⑤	終了	自動で終話します。			

## 4 消防・水防

### 資料4-1 消防機関の機構

#### 1 陸別消防署の機構

(令和4年4月1日現在)

機関名	署長	主幹	庶務1係	庶務2係	予防1係	予防2係	警防1係	警防2係	合計
消防署	1	2	2	2	2	2	3	3	17
兼務者の数		兼(1)	兼(1)			兼(1)		兼(1)	

#### 2 陸別消防団の機構

(令和4年4月1日現在)

陸別消防団	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
定数	1	2	2	3	5	5	38	56
実員	1	2	2	3	5	5	32	50

## 資料4-2 消防施設整備状況

## 1 消防施設整備状況（陸別消防署管轄内）

## (1) 消防ポンプ自動車及びその消防他車両

(令和4年4月1日現在)

	タンク車	ポンプ車	大型 水槽車	小型動力 ポンプ付 積載車	救急車	指揮 広報車	小型 貨物車	小型 特殊車
陸別消防署	1		1		2	1		1
陸別消防団 第1分団	1	2		2			1	
合 計	2	2	1	2	2	1	1	1

## (2) 消防水利施設状況

(令和4年4月1日現在)

地域名	区分	設 置 数		
		防火水槽	消火栓	計
陸別市街		35	51	86
小利別		2	0	2
上斗満		2	1	3
上記以外		9	1	10
合 計		48	53	101

## (3) 消防無線施設状況

(令和4年4月1日現在)

設置	出力・区分等	基地局	固定局	移動局	計
	消防署		1	2	14
第1分団		0	0	6	6
合 計		1	2	20	23

## 2 消防施設整備状況（陸別消防署管轄内）

## (1) 消火活動用資機材

(令和4年4月1日現在)

資機材名		消防署	消防団	合計
発電機	台	2	5	7
投光機	基	5	5	10
可搬動力ポンプ	台	1	5	6
ジェットシューター	基	0	28	28
泡原液	リットル	120		120
CAFS 対応筒先	本	2		2
MK セット	セット	1		1

## (2) 救急活動用資機材

(令和4年4月1日現在)

資機材名		消防署	消防団	合計
空気呼吸器		4		4
空気呼吸器予備ボンベ		9		9
油圧救助器具一式		2		2
リフトバック一式		1		1
充電式切断機		1		1
かぎつき梯子		1		1
3連梯子		2		2
チルホール		1		1
バスケットストレッチャー		2		2
平担架		1		1
ゴムボート		1		1
都市型救助用資機材一式		1		1
救助訓練マット		1		1

## (3) 救急活動用資機材

(令和4年4月1日現在)

資機材名		消防署	消防団	合計
自動体外式除細動器		3		3
バックボード		4		4
スクープストレッチャー		3		3
メインストレッチャー		2		2
陰圧式固定器具		1		1
携帯用酸素吸入器		3		3
吸引器		3		3
傷病者監視モニター		2		2

## 資料4-3 危険物貯蔵施設・取扱施設

(令和4年4月1日現在)

事業所名	所在地	危険物製造所等の別	数量(L)
有限会社石橋石油	陸別町字陸別東1条1丁目7番地 陸別町字陸別原野分線8番地3	給油取扱所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 一般取扱所	78,100
陸別町農業協同組合	陸別町字陸別131	給油取扱所	60,000
株式会社中村商事	陸別町東1条2丁目 陸別町東1条2丁目13番地の2	給油取扱所 移動タンク貯蔵所	31,900
日産自動車(株) 北海道陸別試験場	陸別町字林内48番地の1	自家用屋内給油取扱所 屋内貯蔵所 地下タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所	42,127
診療所・保健センター	陸別町字陸別東2条3丁目1	地下タンク貯蔵所	12,000
高橋幸雄	陸別町栄町7-25	地下タンク貯蔵所	4,900
浜田旅館	陸別町字陸別37番地	屋内タンク貯蔵所	1,710
陸別町立陸別中学校	陸別町字陸別原野基線334～336番地	地下タンク貯蔵所	15,000
上陸別浄水場	陸別町字陸別サクシュリクンベツ西1線6番地の1	地下タンク貯蔵所	1,900
陸別町公民館	陸別町東2条3丁目1番地	地下タンク貯蔵所	5,000
帯広信用金庫	陸別町字陸別東1条2丁目2番地	地下タンク貯蔵所	1,900
北勝光生会しらかば苑	陸別町字陸別原野基線321番地の5	地下タンク貯蔵所	7,000
陸別町役場コミュニティセンター	陸別町東1条3丁目1番地	地下タンク貯蔵所	10,000
北勝光生会とまむ園	陸別町字斗満南3線94番地	地下タンク貯蔵所	8,000
陸別町ふるさと交流センター	陸別町字原野基線69番地の1	地下タンク貯蔵所	6,000
陸別町産業振興住宅	陸別町字陸別原野基線69-1	屋外タンク貯蔵所	4,100
陸別町統合簡易水道浄水場	陸別町字トナム南7線114番地-10.11.13	地下タンク貯蔵所	3,000
北勝光生会みどりの園	陸別町字陸別原野分線8番地160	屋外タンク貯蔵所	7,300

## 資料4-4 雨量・水位等観測所

## 1 雨量観測所

観測所名	上勲祢別（かみくんねべつ）	所在地	足寄郡陸別町字ポントマム 98-1
観測項目	雨量	実施機関	帯広開発建設部
水系名	十勝川	河川名	ポントマム川
観測所名	上陸別（かみりくべつ）	所在地	足寄郡陸別町字陸別16番5
観測項目	雨量	実施機関	帯広開発建設部
水系名	十勝川	河川名	陸別川
観測所名	陸別原野（りくべつげんや）	所在地	足寄郡陸別町字陸別原野基 線359番2地先河川敷
観測項目	雨量	実施機関	帯広建設管理部
水系名	十勝川	河川名	陸別川

## 2 水位観測所

(実施機関：十勝総合振興局 帯広建設管理部)

観測所名	利別川大誉地	水防団待機水位	157.54m
所在地	足寄郡陸別町字上利別原野東 1線212番12地先河川敷	氾濫注意水位	158.42m
		避難判断水位	158.78m
水系名	十勝川	氾濫危険水位	159.31m
河川名	利別川	計画高水位	159.31m
観測所名	利別川陸別	水防団待機水位	201.36m
所在地	足寄郡陸別町陸別西1線315番 1地先河川敷	氾濫注意水位	201.98m
		避難判断水位	202.41m
水系名	十勝川	氾濫危険水位	202.68m
河川名	利別川	計画高水位	202.87m
観測所名	陸別川	水防団待機水位	202.37m
所在地	足寄郡陸別町字陸別原野基線 325番1地先	氾濫注意水位	203.30m
		避難判断水位	-
水系名	十勝川	氾濫危険水位	204.35m
河川名	利別川	計画高水位	-

## 3 その他町内の観測所

観測所名	小利別（気象）	所在地	足寄郡陸別町小利別本通東 1条
観測所名	陸別（気象・積雪）	所在地	足寄郡陸別町字陸別原野基 線333番地3
観測所名	防災科学研究所（地震）	所在地	足寄郡陸別町字陸別原野基 線492-2



## 資料4-5 気象等に関する警報・注意報の発表基準

令和2年8月6日現在  
発表官署 帯広測候所

種類		発表基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 9	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 144	
	洪水	流域雨量指数基準	利別川流域=23.1、斗満川流域=23.4、 清水川流域=8.3、陸別川流域=17.8	
		複合基準※	利別川流域=(5、22.7)、 陸別川流域=(5、13.2)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm以上	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	流域雨量指数基準	利別川流域=18.4、斗満川流域=18.7、 清水川流域=6.6、陸別川流域=14.2	
		複合基準※	利別川流域=(5、18.4)、 陸別川流域=(5、11.9)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm以上	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	① 24時間降雪の深さが30cm以上 ② 積雪の深さが50cm以上で日平均気温5℃以上		
	低温	4月、5月、10月：(最低気温) 平年より5℃以上低い 11月～3月：(最低気温) 平年より8℃以上低い 6月～9月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		
霜	最低気温3℃以下			
着氷				
着雪	気温0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

## 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方ごとの基準値については、別添資料を参照のこと。  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html))
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全て地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料を参照のこと。  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html))
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料を参照のこと。( [https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) )
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

出典：気象庁ホームページ

([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kijunkaisetsu\\_shichoson.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kijunkaisetsu_shichoson.pdf))

## 資料4-6 水門等の設置場所

(令和4年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	樋門・樋管名	所在地
1	十勝川	陸別川	飛鷹排水樋管	陸別町陸別
2	十勝川	陸別川	吉田排水樋管	陸別町陸別
3	十勝川	陸別川	林樋管	陸別町陸別
4	十勝川	陸別川	沼田排水樋管	陸別町陸別
5	十勝川	陸別川	黒沼排水樋門	陸別町陸別原野基線
6	十勝川	陸別川	石山樋門	陸別町陸別原野基線
7	十勝川	陸別川	酒井樋門	陸別町陸別原野基線
8	十勝川	陸別川	柴田樋門	陸別町陸別原野基線
9	十勝川	陸別川	羽藤樋門	陸別町陸別原野基線
10	十勝川	陸別川	山本樋門	陸別町陸別原野基線
11	十勝川	陸別川	広谷樋門	陸別町陸別原野基線
12	十勝川	陸別川	黒沼2号樋管	陸別町陸別原野基線
13	十勝川	陸別川	岡樋門	陸別町陸別原野基線

## 資料4-7 防災用機材・資材在庫一覧

(令和4年4月1日現在)

番号	分類	品名	保管場所	在庫数	備考 (保有)
1	土木用資材	スーパー土のう	阪口書庫	50	総務課
2	〃	土のう	〃	1,400	総務課
3	〃	吸収土のう	〃	200	総務課
4	警備用品	セイフティーコーン	町車両庫	100	建設課
	〃	〃	阪口書庫	3	総務課
5	〃	セイフティーコーンバー	町車両庫	100	建設課
	〃	〃	阪口書庫	2	総務課
6	〃	バリケード	町車両庫	60	建設課
	〃	〃	阪口書庫	7	総務課
7	工具	しの	町車両庫	1	建設課
8	〃	スコップ(角)	〃	8	建設課
9	〃	スコップ(剣先)	〃	5	建設課
10	〃	つるはし	〃	6	建設課
11	〃	なた	町車両庫	10	建設課
	〃	〃	第1物品庫	15	産業振興課
12	〃	ハンマー	〃	5	建設課
13	〃	掛矢	〃	2	建設課
14	〃	のこぎり	1階執務室	5	産業振興課
15	〃	チェンソー	第1物品庫	2	産業振興課
16	〃	ペンチ	2階執務室	1	総務課
17	〃	鎌	第1物品庫	4	産業振興課
18	〃	はしご	庁舎車庫	3	総務課
19	標識類	車両誘導板	町車両庫	8	建設課
20	〃	徐行標識	〃	10	建設課
21	〃	通行止標識	〃	30	建設課
22	〃	矢印標示板	〃	10	建設課
23	〃	工事灯	〃	200	建設課
24	照明器具	懐中電灯	印刷室	10	総務課
25	〃	LEDライト(三脚設置用)	阪口書庫	14	総務課
26	〃	LEDライト用三脚	〃	7	総務課
27	〃	LEDライト(ランタン)	〃	36	総務課
28	暖房器具	毛布	〃	90	総務課
	〃	〃	新町交流館	20	総務課
29	〃	灯油式ポットストーブ	阪口書庫	27	総務課
	〃	〃	新町交流館	3	総務課
30	〃	カセットガス式ストーブ	阪口書庫	36	総務課
	〃	〃	新町交流館	2	総務課

番号	分類	品名	保管場所	在庫数	備考 (保有)
31	避難所用品	簡易トイレ	阪口書庫	1	総務課
32	〃	電動簡易トイレ	防災コンテナ	10	総務課
33	〃	簡易トイレ用アシストフレーム	〃	10	総務課
34	〃	トイレ用個室テント	〃	10	総務課
35	〃	レスキューセット	印刷室	1	総務課
36	〃	災害用救急箱	〃	1	総務課
37	〃	発電機	庁舎車庫	4	総務課
38	〃	パーティション	阪口書庫	54	総務課
	〃	〃	大会議室物品庫	6	総務課
	〃	〃	防災コンテナ	110	総務課
39	〃	パーティション対応屋根	阪口書庫	144	総務課
	〃	〃	大会議室物品庫	6	総務課
40	〃	簡易テント	阪口書庫	2	総務課
	〃	〃	新町交流館	2	総務課
41	〃	簡易ベッド	阪口書庫	15	総務課
	〃	〃	新町交流館	2	総務課
42	〃	マット	大会議室物品庫	20	総務課
	〃	〃	防災コンテナ	100	総務課
43	〃	スロープ	〃	2	総務課
44	〃	非接触体温計	委員会室	10	総務課
45	〃	サーマルカメラ・三脚	〃	3	総務課
46	〃	ノートパソコン	〃	3	総務課
47	〃	調理スペース用ブロック	電気室	10	総務課
48	〃	調理スペース用石膏ボード	電気室	8	総務課
49	〃	電源コードリール	電気室	8	総務課
50	〃	ポット	阪口書庫	28	総務課

## 資料4-8 除雪機械保有数一覧

(令和4年4月1日現在)

機関名	開発建設部除雪センター	建設管理部除雪センター	陸別町
所在地	新町1区	新町1区	東1条2区
機種(台)			
除雪用ダンプトラック (10t)			1
モーターグレーダー			1
除雪専用車 (10t)	2 (散布車1)	3	1
除雪専用車 (7t)			
除雪用ダンプトラック (7t)		1	1
ロータリ除雪車		1	1
除雪ドーザー			3
凍結防止散布車		1	
砂散布車			1
合計	4	6	9

# 5 避難・救援、緊急輸送等

資料5-1 避難施設

No.	施設名	所在地	行政区	電話番号 (0156)	指定避難所	指定福祉避難所	指定緊急避難場所	使用可能な災害種別					一時避難場所	施設管理者	施設管理部署	想定収容人数	備考
								洪水	内水	地震	土砂災害	火山災害					
1	タウンホール	字陸別東1条3丁目1番地	東1条2区	27-2141	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	陸別町	教育委員会	300	
2	保健センター	字陸別東2条3丁目2番地1	共栄第2	27-8001	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	陸別町	保険福祉センター	100	トレニング室
3	陸別保育所	字陸別原野基線333番地1	下陸別	27-2256	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	保険福祉センター	390	
4	陸別小学校	字陸別原野基線331番地1	共栄第2	27-2127	◎			○	○	○	○	○	◎	小学校校長	教育委員会	1,900	※一時避難場所はグラウンド
5	陸別中学校	字陸別原野基線338番地	下陸別	27-2062	◎			○	○	○	○	○	◎	中学校校長	教育委員会	2,200	※一時避難場所はグラウンド
6	陸別町公民館	字陸別東2条4丁目2	共栄第2	27-2123※1	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	教育委員会	440	
7	若葉生きがい交流館	字陸別原野基線325番地7	若葉町	27-2211	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	50	
8	新町交流館	字陸別基線314番地96	新町2区	27-2131	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	50	
9	陸別町高齢者交流センター	字陸別東1条3丁目17番地2	東1条2区	27-2511	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	保健福祉センター	70	発熱者対応に限り20名
10	ふるさと交流センター	字陸別原野基線69番地1	鉄道	27-3993	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	20	
11	陸別町デイサービスセンター	字陸別原野基線321番地5	共栄第1	27-3881	◎			○	○	○	○	○	○	北勝光生会	北勝光生会	38	
12	みどりの園みどりむ	字陸別原野分線8番地232	緑町	27-2911	◎			○	○	○	○	○	○	北勝光生会	北勝光生会	58	
13	駅前多目的広場	字陸別原野基線69番地1	大通	27-2141※2				○	○	○	○	○	◎	陸別町	産業振興課		
14	緑町スポーツ広場	字陸別原野分線8番地136	緑町	27-2123※1				○	○	○	○	○	◎	陸別町	教育委員会		
15	町民スケートリンク	字陸別東1線328番地	若葉町	27-2123※1				○	○	○	○	○	◎	陸別町	教育委員会		
16	町民運動場	字陸別原野基線335番地1	下陸別	27-2123※1				○	○	○	○	○	◎	陸別町	教育委員会		
17	栄町児童遊園地	字陸別78番地1	栄町	27-2141※2				○	○	○	○	○	◎	陸別町	総務課		
18	農畜産物加工研修センター	字陸別西一線311番地13	新町2区	27-2192				○	○	○	○	○	◎	陸別町	産業振興課		
19	小利別集会所	字利別川上原野基線94番地	小利別	27-3764	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	30	
20	上斗満交流センター	字トママ南3線92番地1	上斗満	27-2940	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	70	
21	とまむ園ふらっと	字トママ南3線94番地3	上斗満	27-2933		◎		○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	67	
22	苫務交流センター	字トママ幹線86番地2	苫務	27-2941	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	50	
23	中斗満交流センター	字トママ幹線49番地3	中斗満第1	27-2943	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	50	
24	トラリ農作業準備休憩室 (トラリ交流センター)	字上利別原野東1線212番地4	上トラリ	28-2369	◎			○	○	○	○	○	○	陸別町	総務課	50	

※1 陸別町教育委員会の番号

※2 陸別町役場の番号

## 資料5-2 要配慮者利用施設

No.	1	2	3
区分	社会福祉施設	老人福祉施設	学校
名称	障害者支援施設 みどりの園みどーむ	特別養護老人ホーム しらかば苑	陸別小学校
地区	緑町	共栄第1	共栄第2
所在地	字陸別原野分線 8 番地 232	字陸別原野基線 321 番地 5	字陸別原野基線 331 番地 1
電話	0156-27-2911	0156-27-3881	0156-27-2127
F A X	0156-27-2895	0156-27-3736	0156-27-2128
情報受理担当	施設長	施設長	小学校校長
洪水浸水 想定区域	想定区域内	想定区域内	想定区域内
土砂災害 警戒区域	—	—	—
避難先	みどーむ	しらかば苑	体育館
情報伝達担当	総務課 保健福祉センター	総務課 保健福祉センター	総務課 教育委員会
情報伝達手段	電話・F A X 等	電話・F A X 等	電話・F A X 等
備考	利別川浸水想定区域	利別川浸水想定区域	利別川浸水想定区域



## 資料5-3 給水輸送可能車両の現況

(令和4年4月1日現在)

車 両 名	台数及び車両	車両管理者等
大型水槽車	1台 10,000ℓ	陸別消防署
給水タンク	3台 500ℓ	建設課

## 資料5-4 緊急輸送道路

(令和4年4月1日現在)

区分	路線名	区間
第1次	国道242号線、 十勝オホーツク自動車道	足寄町～陸別町 町境 ～ 陸別町～置戸町、 訓子府 町境
第2次	道道51号津別陸別線、 道道143北見白糠線	国道242号線との交差点 ～ 道道143北見白 糠線との交差点 ～ 陸別町役場庁舎前まで
第3次	—	—

## 資料5-5 輸送車両等（町有）の状況

(令和4年4月1日現在)

種 別	台数	備 考
バ ス	5	スクールバス4台、町有バス1台
乗 用 車	6	
ライトバン	3	
ダンプトラック	2	砂利・火山灰など災害復旧用土木資材（7・10t車）

## 資料5-6 ヘリコプター離着陸可能地点

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地	主要施設からの距離 (km)	広 さ (m <sup>2</sup> )	施設管理者 番号	備考
陸別小学校 グラウンド	陸別町字陸別 原野基線 333 番地 1	役場庁舎より 0.6	160×100	陸別小学校 0156-27-2127	指定 場所
町民運動場	陸別町字陸別 原野基線 335 番地 1	役場庁舎より 1.1	70×80	陸別町教育委員会 0156-27-2123	
陸別中学校 グラウンド	陸別町字陸別 原野基線 334 番地 2	役場庁舎より 0.9	100×90	陸別中学校 0156-27-2062	

## 6 防災組織、協定

資料6-1 関係機関等の連絡先

機関名	所在地	電話番号
北海道総務部危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-7804
北海道十勝総合振興局	帯広市東3条南3丁目	0155-25-3111
気象庁帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	0155-25-2334
北海道開発局帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目1番地	0155-24-2901
とがち広域消防局	帯広市西6条南6丁目3番地1	0155-26-9125
陸上自衛隊第5旅団	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121
本別警察署	中川郡本別町北1丁目4番地 20	0156-22-0110
北海道開発局帯広開発建設部 足寄道路事務所	足寄郡足寄町栄町1番地43	0156-25-2601
北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部足寄出張所	足寄郡足寄町下愛冠3丁目6 番地2	0156-25-3154
北海道森林管理局 十勝東部森林管理署	足寄郡足寄町北3条2丁目3 番地1	0156-25-3161
本別警察署陸別駐在所	足寄郡陸別町共栄第2	0156-27-2151
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524
陸別町国保関寛斎診療所	足寄郡陸別町共栄第2	0156-27-2135
陸別郵便局	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2560
陸別町商工会	足寄郡陸別町大通	0156-27-3161
陸別町農業協同組合	足寄郡陸別町共栄第1	0156-27-3111
陸別町森林組合	足寄郡陸別町大通	0156-27-2574
社会福祉法人 北勝光生会	足寄郡陸別町共栄第1	0156-27-3803
陸別町社会福祉協議会	足寄郡陸別町共栄第2	0156-27-2760

機関名	所在地	電話番号
北海道森電力ネットワーク(株) 帯広支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-6583
北海道森電力ネットワーク(株) 足寄ネットワークセンター	足寄郡足寄町北2条1丁目12番地	0156-25-2029
北海道行政書士会十勝支部	帯広市東3条南25丁目1番地2	0155-67-1777
(株)共成レンテム	帯広市西18条北1丁目14番地	0155-33-1380
北海道ファーマライズ(株)	陸別町大通	0156-27-3400
十勝地区トラック協会	帯広市西19条北2丁目4番地	0155-36-8575
帯広霊柩車自動車協会	帯広市大通南8丁目2番地	0155-24-1087
北海道エルピーガス災害対策協議会 十勝支部陸別分会	足寄郡陸別町東1条1区(陸別ガス販売)	0156-27-2099
帯広地方石油業協同組合 陸別支部	足寄郡陸別町東1条1区(石橋石油)	0156-27-2188
北海道コカ・コーラボトリング(株)	札幌市清田区清田1条1丁目2番1号	011-888-2145

## 資料6-2 災害応援協定

(令和4年度)

## 【1 行政機関相互応援関係】

	協定名称	協定締結先	協定締結日
(1)	災害時の応援に関する協定	北海道財務局長、北海道知事、北海道市長会長、北海道町村会長	H26.3.28
(2)	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	H27.3.31

## 【2 応急・復旧活動支援、緊急輸送関係】

	協定名称	協定締結先	協定締結日
(1)	災害対策業務に関する協定書	陸別建設業協会	H17.11.1
(2)	地震、風水害、雪害その他の災害におけるボランティア活動に関する協定書	新栄緑化(株)、(有)佐々木林業、杉田林業(有)	H22.2.23
(3)	災害等の発生時におけると北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H23.2.1
(4)	災害時における遺体搬送等に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会	H24.12.14
(5)	緊急時における輸送業務等に関する協定書	一般財団法人十勝トラック協会	H28.2.17
(6)	大規模災害時における相互協力に関する基本協定及び細目協定	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)	R4.3.24

## 【3 被災者支援（情報共有・物資供給・医療救護等）関係】

	協定名称	協定締結先	協定締結日
(1)	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H23.7.27
(2)	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	帯広地方石油業協同組合、帯広地方石油業協同組合陸別支部	H24.4.20
(3)	災害発生時における陸別郵便局との協力に関する協定	日本郵便(株)株式会社 陸別郵便局	H27.5.31
(4)	覚書	北海道ファーマライズ(株)	H29.7.20
(5)	日本郵便株式会社陸別郵便局との包括的連携に関する協定	日本郵便(株)陸別郵便局	H30.1.17
(6)	災害時における機器供給の協力に関する協定	(株)共成レンテム	R1.9.25
(7)	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会十勝支部	R2.2.14
(8)	福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人北勝光生会	R2.3.26
(9)	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R4.6.1

※協定書については、別冊で整理する。

## 7 災害復旧・被災者援護

資料7-1 事業別国庫負担等一覧

(令和3年度)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 市町村施行1か所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む。）	道施行1か所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 市町村施行1か所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり）、外郭施設（防波堤、水門、堤防）、係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1か所 500万円以上 管理組合施行1か所 120万円以上 市町村施行1か所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 市町村施行1か所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1か所 120万円以上 市町村施行1か所 60万円以上	〃
	公園	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	80/100

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率	
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1か所 40万円以上	5/10(通常)、8/10、9/10(高率該当分)	
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常)9/10、10/10(高率該当分)	
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10(通常)7.5/10～10/10(高率後)	
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質)漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10(通常)10/10(高率該当分)	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害： 1か所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限る。)： 1か所 13万円以上	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10	
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のもの合算額)が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所 75万円超	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所 おおむね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき		

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上・火災の場合滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割	建設又は買取り2/3(激甚災害の場合3/4)借上げ2/5
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3(激甚災害の場合、当初5年間は3/4)
	既設公営住宅復旧事業	〃	既設公営住宅の再建設	・再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2(激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。)
			既設公営住宅の補修	・戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)	
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設改良住宅の再建設	・再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	・戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)	
生活保護法	保護施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上)	1/2又は1/3



適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,000千円を超えかつ現在給水人口×130円を超えるもの  ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	〃
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は2千m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	〃
活動火山対策特別措置法  都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水道の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、町長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

## 資料7-2 応急金融の概要

(令和3年度)

融資の名称		内容・資格・条件等				
資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人を立てない場合:1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
生活福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人を立てない場合:1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内					

融資の名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内			
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	用途目的		呼称	貸付限度目安	償還期間	
	生業を営むために必要な経費		生業経費	4,600,000円	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費		福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費		障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費		災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費		冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費		支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費		その他の経費	500,000円	3年以内		

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	事業 開始 資金	母子家庭の母子 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福 祉 団体	事業（例えば洋裁、軽 飲食、文具販売、菓子 小売業等、母子・父子 福祉団体においては 政令で定める事業）を 開始するのに必要な 設備、什器、機械等の 購入資金	3,030,000  団体 4,560,000		1年	7年 以内	保証人：有 無 利子  保証人：無 年1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福 祉 団体	現在営んでいる事業 （母子・父子福祉団 体については政令で 定める事業）を継続す るために必要な商品、材 料等を購入する運 転 資金	1,520,000  団体 1,520,000		6か 月	7年 以内	保証人：有 無 利子  保証人：無 年1.0%
	就学 資金	母子家庭が扶 養する児童  父子家庭が扶 養する児童  母のいない 児童  寡婦が扶 養する子	高等学校、専修学校 （高等課程）  高校、専修学校 （高等課程）  高等専門学校  短大、専修大学 （専門課程）  大学院  専修学校 （一般課程）	高等学校、専修学校 （高等課程） 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131,000 専修大学（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般課程） 51,000	就学 期間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年 以内  専修 学校 （一 般課 程） は5 年以 内	無利子  ※親に 貸し付 ける場 合、児 童を連 帯借受 人とす る。児 童に貸 し付け る場合 、親等 を連帯 保証人 とする。

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	母子父子寡婦福祉資金	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等）	(一般) 月額 68,000 (特別)一括 816,000 (12月分相当) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内
修業資金		母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子 事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金		母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦 就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	(一般) 100,000 (特別) 330,000		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金		母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦 医療又は介護（当該利用を受ける機関が1年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子父子寡婦福祉資金 生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活費補給資金	月額 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人：有 無利子  保証人：無 年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金	月額 105,000	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護終了後6か月	5年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金	月額 105,000 一括 1,260,000	240万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 105,000	離職した日の翌日から1年以内		5年以内	
母子父子寡婦福祉資金 住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
母子父子寡婦福祉資金 転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000  高等学校等 公立（自宅） 150,000 （自宅外） 160,000 私立（自宅） 410,000 （自宅外） 420,000  大学・短大等 公立（自宅） 410,000 （自宅外） 420,000 私立（自宅） 580,000 （自宅外） 590,000  大学院 公立 380,000 私立 590,000  修業施設 ※中学校卒業生 （自宅） 150,000 （自宅外） 160,000 ※高等学校卒業生 （自宅） 272,000 （自宅外） 282,000	6か月	20年以内 修業5年以内	修学資金と同様
		結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000	6か月	5年以内



融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で 条例で定める率  〔措置期間は無利子〕	3年  〔特別の事情がある場合は5年〕	10年  〔措置期間を含む。〕	半年賦 年賦 月賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（エの場合を除く。） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・ 次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資対策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円
特例加算額		建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返済期間	耐火準耐火木造(耐久性)木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む。)	
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年 0.47%		特例加算額 年 1.37%		
	補修の場合	年 0.47%				
最新の金利は住宅金融支援機構に確認						
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	<p>災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金</p> <p>（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）</p>
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者</li> <li>○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者</li> <li>○林業経営改善計画の認定を受けた者</li> <li>○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者</li> <li>○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者</li> <li>○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。</li> <li>○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。</li> <li>②一元的に経理を行っていること。</li> <li>③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。</li> <li>④農用地利用集積の目標を定めていること。</li> <li>⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。</li> </ul> </li> </ul>
	貸付限度額	<p>600万円</p> <p>（ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）</p>
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（R3.9.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期間	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 ② 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期間	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.16~0.20% (R3.8.19 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.16~0.20% (R3.8.19 現在)
取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.20%（R3.8.19現在）※貸付区分等により異なる。
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.20%（R3.8.19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.20%（R3.8.19現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.20%（R3.8.19現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.30%（R2.9.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資幹旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する幹旋条例融資幹旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し幹旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	〔固定金利〕 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 〔変動金利〕 年1.1% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
	区 分	中小企業 に働く方	非正規労働者 の方	季節労働者 の方	離職者の方
勤労者福祉資金	融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業中の方も含む。</li> <li>・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方</li> <li>・前年の総所得が600万円以下の方</li> <li>・前年の総収入が150万円以上の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方</li> <li>①雇用保険受給資格者</li> <li>②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</li> </ul>
	資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む。）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む。）、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120万円以内			100万円以内
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

### ■「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり</p> <p>（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>



# 8 様式

資料 8 - 1 気象通報等受理簿

## 気象通報等受理簿

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災無線 連絡 その他 ( )	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	
	発表機関					
受 理 事 項						
処 理 方 法						

## 資料 8 - 2 公用負担権限委任証

第	号			
		公用負担権限委任証		
		住所		
		職名		
		氏名		
上記の者に		区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について		
委任したことを証明します。				
年 月 日		委任者 氏名 印		

縦 9cm 横 6cm

## 資料 8 - 3 公用負担命令票

		第 号		
		公用負担命令票		
		住所		
		氏名		
		水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。		
1. 目的物				
(1) 所在地				
(2) 名称				
(3) 種類 (又は内容)				
(4) 数量				
2. 負担内容				
(使用・収用・処分等について詳記すること)				
年 月 日		命令者 職 氏名 印		

(日本産業規格 A4 版)

資料 8 - 4 水防活動報告

水 防 活 動 実 績 報 告 書

年 月 日

作成者

出 水 の 状 況									
水 防 実 施 箇 所									
日 時									
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		人
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法	箇 所 m								
	工 法								
水 防 の 結 果	効 果 被 害	堤防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	そ の 他
		m m	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	戸 戸	m m	m m	人 人	
使 用 資 機 材	か ます、俵					居 住 者 の			
	万 年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水 防 関 係 者 の			
	丸 太					死 傷			
	そ の 他					雨 量 水 位			
						の 状 況			
水防活動に関する 自 己 評 価									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

○年台風○号における水防活動  
(北海道○○市消防団・○年○月○日～○日)

## ○概要

○○市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動 延人数	主な活動内容
○/○ ～○/○ 約12時間	○名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>

水防活動実施箇所  
地図

水防活動または  
被害状況写真

○○川左岸  
(○○地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

○○川左岸  
(○○地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

○○川右岸  
(○○地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

○○地区の  
浸水被害

## 資料 8 - 5 公用令書等

## 「別表第 1 号様式」公用令書（従事）

従 事 第 号	公 用 令 書	
	住所 氏名	
	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり	従事 を命ずる。
	年 月 日	協力
	処分権者	㊟
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備 考		

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 「別表第 2 号様式」公用令書（保管）

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住所 氏名			
	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
	年 月 日			
	処分権者	㊟		
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 「別表第3号様式」公用令書（管理）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">管 理 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0 0 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり る。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">処分権者 <span style="float: right;">㊟</span></p>	<p style="margin: 0;">土地 家屋 施設 物資</p> <p style="margin: 0;">を</p> <p style="margin: 0;">管理 使用 収用</p> <p style="margin: 0;">使用す</p>
--	--

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 「別表第4号様式」公用変更令書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">変 更 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0 0 0;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に かかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを 交付する。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">処分権者 <span style="float: right;">㊟</span></p>
--

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

## 「別表第5号様式」公用取消令書

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にか かかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	㊟

（備考）用紙は、日本産業規格 A5 とする。

## 「別表第6号様式」防災立入検査票

No. ....	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明す る。	
年 月 日交付	
陸 別 町 長	㊟
交付責任者	㊟

（備考）規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。

## 資料 8 - 6 自衛隊災害派遣部隊要請様式

(派遣要請)

陸総第	号
年 月 日	
北海道十勝総合振興局長 様	陸別町長
災害派遣要請について	
このことについて、下記のとおり派遣要請を要求します。	
記	
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	派遣部隊が展開できる場所
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(A列4番縦使用)	

## 資料 8 - 7 自衛隊部隊撤収要請様式

(撤収要請)

陸総第	号
年 月 日	
北海道十勝総合振興局長 様	陸別町長
災害派遣の撤収要請について	
先に派遣要請を要求した自衛隊の出動に対し下記のとおり撤収要請を 要求します。	
記	
撤収要請日時	年 月 日 時 分
(A列4番縦使用)	



## 資料 8 - 8 避難所受入台帳

## 避 難 所 受 入 台 帳

(避難所： )

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	( 日間)					

注 1 「受入人員」欄は、当日の最高受入人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

2 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

## 資料 8 - 9 避難所設置及び受入状況

## 避 難 所 設 置 及 び 受 入 状 況

(陸別町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設 日数 (日 間)	延人員	備考
			月 日 月 日	から まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

注 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

資料 8 - 10 災害救助法による救助実施記録様式

「様式 1」 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

陸 別 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円	円			
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

「様式2」炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

陸 別 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

- 注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
- 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 「様式3」飲料水の供給簿

## 飲料水の供給簿

陸 別 町

供 月	給 日	対 人	象 員	給水用機械器具						実支出額	備 考	
				名 称	借 上		修 繕					燃 料 費
					数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
			人			円		円		円		
計												

注 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

「様式4」世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

陸 別 町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全壊（焼）												
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

「様式5」物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

陸 別 町

世帯 品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		数		所要数		数		所要数		数		所要数		数		所要数		
		量	世帯数	所要数	金額	量	世帯数	所要数	金額	量	世帯数	所要数	金額	量	世帯数	所要数	金額	
計																		

注1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。

2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

「様式6」物資受払簿

物資受払簿

品目		単位			
月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。  
 2 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

「様式7」物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)      2 流失		給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)      4 床上(下)浸水					

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年      月      日

住所 \_\_\_\_\_

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先(避難所・電話番号等) \_\_\_\_\_

給付(貸与)年月日	品 名	数 量	備 考

## 「様式8」物資の給与状況

## 物資の給与状況

年 月 日 時現在

陸 別 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注1 住家の被害程度区分に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上（下）浸水の別を記入すること。
- 2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

「様式9」 救護班活動状況

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名 ㊟

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。



「様式 10」 学用品の給与状況

陸 別 町

学用品の給与状況

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品				内 訳			実 支 出 額	備 考	
					教 科	書	鉛 筆	ノ ー ト	そ の 他	学 用 品	記			
				月 日										
計												円		
小学校												円		
中学校												円		

学用品を上記のとおり給与しました。  
年 月 日

給与責任者（学校長）  
氏 名

印

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
- 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

## 「様式 11」 応急仮設住宅台帳

## 応 急 仮 設 住 宅 台 帳

陸 別 町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 「様式 12」住宅応急修理記録簿

## 住宅応急修理記録簿

陸 別 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
世帯計				

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 「様式 13」 遺体の搜索状況記録簿

## 遺体の搜索状況記録簿

陸 別 町

年 月 日	搜 索 人	搜 索 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要			
	人			円		円		円	円		

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。



「様式 15」 埋葬台帳

陸 別 町

埋 葬 台 帳

死亡日 年月日	埋葬日 年月日	死亡者		埋葬者 氏名	死亡者との 関係	たつた者 棺(付属品 を含む)	埋葬 火葬又は 埋葬料	葬費		備考
		氏名	年齢					骨	計	
							円	円	円	
計										

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。  
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 「様式 16」 障害物除去の状況

## 障 害 物 除 去 の 状 況

陸 別 町

住 家 被 害 程 度 区 分	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
			円		
計	半 壊 半 焼	世 帯			
	床 上 浸 水	世 帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## 地域防災計画追録加除整理一覧表

追録を加除整理されたときは、必ずその追録号数の内容現在及び加除整理年月日をこの表に記入のこと。

追録号数	内容現在（修正年）	加除整理年月日	修正内容
第 1 号	平成 7 年	平成 7 年 9 月 2 6 日	策定
第 2 号	平成 2 0 年	平成 2 0 年 8 月 1 日	一部修正
第 3 号	平成 2 2 年	平成 2 2 年 3 月 2 9 日	全面改定
第 4 号	平成 2 3 年	平成 2 3 年 8 月 2 9 日	一部修正
第 5 号	平成 2 8 年	平成 2 8 年 7 月 2 6 日	一部修正
第 6 号	平成 2 9 年	平成 2 9 年 7 月 2 5 日	一部修正
第 7 号	平成 3 0 年	平成 3 0 年 3 月 2 0 日	一部修正
第 8 号	平成 3 1 年	平成 3 1 年 1 月 1 0 日	一部修正
第 9 号	令和 2 年	令和 2 年 2 月 6 日	一部修正
第 1 0 号	令和 5 年	令和 5 年 3 月 7 日	全面改定
第 1 1 号			
第 1 2 号			

防災会議

事務局（総務課）



地域防災計画

— 資料編 —

---

令和5年3月

防災会議

事務局 総務課